



令和4年(2022年)10月以降の検針分から、 水道料金を改定します

問／上下水道総務課 ☎462-3366

料金改定の背景

水道サービスを安定的・持続的に提供するため、
料金改定が必要となりました

水道事業の経営は、税金ではなく水道料金等で賄われています。本市の浄水場や水道管などの水道施設は、その多くが高度経済成長期に整備され、老朽化や大規模災害の発生に備え、耐震化を進める必要があります。

水道施設の更新等には、企業債(借金)を頼りに進めておりますが、企業債が膨れ上がると、その過重な負担を将来世代に先送りすることになってしまいます。ご理解・ご協力をお願いします。

水道料金の負担軽減

料金改定や、コロナ禍における家計・企業活動等の
経済的負担の軽減を行います

①料金改定による増額分の2分の1を減額

対象／全水道使用者(官公署の施設を除く) 期間／令和4年10月～令和5年3月の6か月間

②従量割料金を1m³あたり一律60円

対象／生活保護受給者および児童扶養手当受給者 期間／令和4年10月～受給期間中
※②の対象の方は、①と比べ負担軽減の割合が高い方を適用

新旧料金の比較(2か月・税抜)

○基本料金(主なもの)

(口径に応じて支払う料金)

口径	旧料金	新料金	アップ額
13mm	800円	900円	100円
20mm	1,300円	1,400円	100円
25mm	3,400円	3,800円	400円

○従量割料金

(使用水量に応じて支払う料金)

使用水量	旧料金	新料金	アップ額
1m³超20m³まで	55円	60円	5円
20m³超40m³まで	90円	100円	10円
40m³超100m³まで	120円	130円	10円

【モデルケース(2か月分の水道料金)】

4人世帯の場合 口径20mm 使用水量50m³	旧料金		新料金		差額 (1か月あたり、275円の増額)
	基本料金	従量割料金	基本料金	従量割料金	
	1,300円	4,100円	1,400円	4,500円	
	消費税(10%)	540円	消費税(10%)	590円	
	計	5,940円	計	6,490円	

料金改定に関する補足説明

- ①令和4年7月31日以前から継続して朝霞市の水道を使用されている方は、令和4年10月検針分または11月検針分から新料金となります。
- ②令和4年8月1日以降から新たに水道を使用された、または①の場合で、令和4年8月検針以降の最初の検針後、9月30日までに水道の使用を中止する場合の精算分は、新料金となります。

令和4年8月から水道利用加入金を改定します

新しく家を建てる場合などに、給水装置工事の申し込みの際に支払いいただく、水道利用加入金が改定となります。
詳しくは、お問い合わせください。



6月1日㈬～7日㈭は、水道週間です
今年のスローガン 「大切な 水と一緒に暮らす日々」

新型コロナウイルスなどの感染予防には、水道水での「手洗い」や「うがい」がとても有効です。
身近な水道水で、こまめに行いましょう。

